

第6期 鹿屋市障害福祉計画
第2期 鹿屋市障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度



令和3年3月

鹿児島県 鹿屋市

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の基本的理念	2
4	計画の基本目標	3
5	計画の期間	6
6	計画策定に向けた取組	6

第2章 障害福祉サービスに関する数値目標

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	7
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	8
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実（鹿屋市重点課題）	8
4	福祉施設から一般就労への移行等	9
5	障害児支援の提供体制の整備等（鹿屋市重点課題）	11
6	相談支援体制の充実・強化等（新規）（鹿屋市重点課題）	13
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）	13

第3章 障害福祉サービス等の見込量

1	訪問系サービス	14
2	日中活動系サービス（介護給付）	15
3	日中活動系サービス（訓練等給付）	17
4	居住系サービス	19
5	相談支援	20
6	障害児通所支援等	22
7	障害児相談支援等	23

第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1	地域生活支援事業（必須事業）	24
2	地域生活支援事業（任意事業）	32

第5章 サービスの円滑な実施の確保に必要な事項

第6章 計画の推進体制

【資料編】

1	策定委員会設置要綱	40
2	鹿屋市障害者基本計画策定委員名簿	42

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

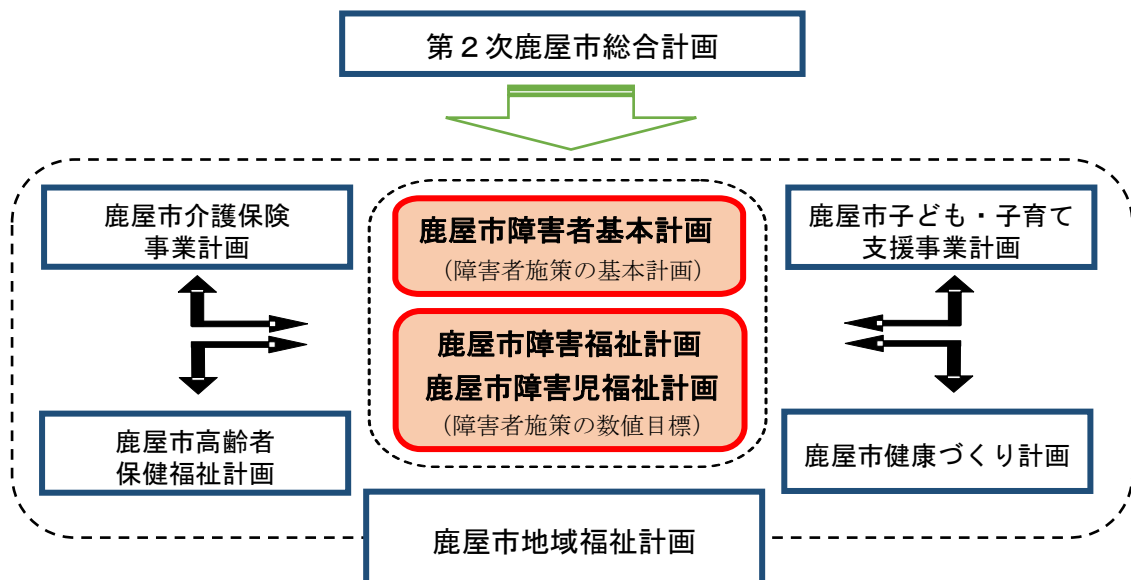
「第6期鹿屋市障害福祉計画」及び「第2期鹿屋市障害児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス等の各種サービスが計画的に提供されるよう、障害福祉サービス等に関する数値目標、サービス等の見込量、サービス提供体制の確保を図るための取り組みを定めるものです。

2 計画の位置づけ

「第6期鹿屋市障害福祉計画」及び「第2期鹿屋市障害児福祉計画」は、第2期鹿屋市障害者基本計画を上位計画とし、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス、障害児通所支援等の実施計画として位置づけられています。

地方自治法に基づく第2次鹿屋市総合計画は、市町村行政運営の基本指針を定める計画であり、本計画の上位計画として位置づけられます。

また、関連計画として、「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康づくり計画」などがあり、それらとの調和を図ります。



3 計画の基本的理念

本計画は、国の基本指針等を踏まえ、次に掲げる点を基本理念としています。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を目指して、障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な支援

障害福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者などに対して、サービスの充実を図るとともに、発達障害者、高次脳機能障害者についても、障害福祉サービスの対象であることの周知を図っていきます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。また、精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、引き続き、障害の有無にかかわらず全ての住民が同じ地域住民として主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りなど、地域の実態などを踏まえた包括的な支援体制の構築に取り組んでいきます。

(5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

児童及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から支援できるように、障害種別にかかわらず、専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、児童のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障害福祉人材の確保

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するための取り組みを、関係者と協力して進めていきます。

(7) 障害のある人の社会参加を支える取組

障害のある人の社会参加を推進するため、文化芸術活動などの推進を図っていきます。

4 計画の基本目標

計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保

① 必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図り、サービスを必要とする障害のある人への訪問系サービスを保障します。

② 希望する日中活動系サービスを保障

日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。）の充実を図り、サービスを希望する障害のある人への日中活動系サービスを保障します。

③ グループホームなどの充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業などの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

さらに、地域生活支援の機能を強化するため、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）の整備を行い、個々の機関が有機的な連携の下に障害のある人に対して支援を行っていきます。

④ 福祉施設から一般就労への移行などを推進

就労移行支援事業、就労定着支援事業、地域生活支援事業などの推進により、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害のある人に対する支援体制の充実及び依存症対策の推進

強度行動障害や高次脳機能障害のある人に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブルなどをはじめとする依存症対策の推進を図ります。

(2) 相談支援の提供体制の確保

① 相談支援体制の構築

福祉に関する各般の問題について障害のある人及びその家族からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者、障害福祉サービス、地域相

談支援などの社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保します。

さらに、相談支援体制に関して、検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行っていきます。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

福祉施設の入所者や病院に入院している人の数などを勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図り、地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害のある人などがそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、地域定着支援や地域生活支援事業に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

③ 発達障害のある人やその家族などへの支援体制の確保

発達障害のある人やその家族などへの支援として、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の構築を図ります。

④ 協議会の設置等

障害のある人への支援体制の整備を図るため、肝属地区障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）などを通じて、地域の課題の改善に取り組みます。

(3) 障害児支援の提供体制の確保

① 地域支援体制の構築

障害のある児童及びその家族に対して、児童の障害種別やライフステージに沿って、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を生活圏域内で提供する体制の構築を図ります。

② 保育、保健医療、教育、就労支援などの関係機関と連携した支援

障害のある児童の早期発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策と連携を図ります。

また、障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園などの子育て支援施策との連携を図ります。

さらに、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれるよう、教育委員会、学校、障害児通所支援事業所や障害児入所施設、障害福祉サービスを提供する事業所との連携を図ります。

③ 地域社会への参加・包容の促進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所などが保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業、幼稚園、小学校及び特別支援学校などの育ちの場での支援に協

力できるような体制を構築することにより、障害のある児童の地域社会への参加・包容の推進を図ります。

④ 特別な支援が必要な障害のある児童に対する支援体制の整備

特別な支援が必要な障害のある児童（重症心身障害児や医療的ケア児など。以下「重症心身障害児等」という。）及びその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、重症心身障害児等の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発などを行いながら、支援体制の充実を図ります。

また、重症心身障害児等が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、家族のニーズや短期入所事業所の実態を踏まえ、自立支援協議会などを活用して、短期入所の在り方について検討します。

さらに、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、肝属地区障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）の相談員や、障害児相談支援事業所の相談支援専門員に、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修の受講を促進し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

※ 医療的ケア児とは、人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たん吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な児童をいいます。

⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

障害の疑いがある段階から児童やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、障害児相談支援について質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

5 計画の期間

市町村障害福祉計画は、国の指針により、3年ごとの策定が定められています。このため、本計画は、令和2年度までの実績を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
鹿屋市 障害者基本計画	第1期								
鹿屋市 障害福祉計画	第1期			第2期			第3期		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
鹿屋市 障害者基本計画	第2期								
鹿屋市 障害福祉計画	第4期			第5期			第6期		
鹿屋市 障害児福祉計画				第1期			第2期		

6 計画策定に向けた取組

本計画策定に当たっては、各分野の障害福祉関係者などで構成される鹿屋市障害者基本計画策定委員会や肝属地区2市4町で設置している自立支援協議会において、計画に関連する事項や計画内容の検討などを行いました。

第2章 障害福祉サービスに関する数値目標

障害のある人の自立支援を進める観点から、入所から地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、国の基本指針、第5期障害者福祉計画及び第1期障害児福祉計画の実績並びに本市の実情を踏まえて、目標値を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【基本的な考え方】

国の基本指針	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
本市の方針	<p>A 令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目指します。</p> <p>B 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減することを目指します。</p> <p>上記の目標を達成するために、施設退所が可能な障害のある人に対して、特定相談支援事業所などを通じて、地域移行へ向けた意欲の喚起を行うとともに、地域移行支援事業の制度周知を図っていきます。</p>

◆ 第5期計画の実績

項 目		目 標	実 績
平成28年度末の施設入所者数・・・219人		①	
目標値	令和2年度末までの地域生活移行者数の移行率	② 9%	2.3%
	令和2年度末までの地域生活移行者数 (①×②)	③ 20人	5人
目標値	令和2年度末までの施設入所者の削減率	④ 2%	1.8%
	令和2年度末までの施設入所者の削減数 (①×④)	⑤ 5人	4人
	令和2年度末の施設入所者数 (①－⑤)	⑥ 214人	215人

※ ③・⑤・⑥は、令和2年11月末時点の見込みです。

◆ 第6期計画の目標

項 目		目 標
令和元年度末の施設入所者数・・・218人		①
目標値A	令和5年度末までの地域生活移行者数の移行率	② 6%
	令和5年度末までの地域生活移行者数 (①×②)	③ 14人
目標値B	令和5年度末までの施設入所者の削減率	④ 1.6%
	令和5年度末までの施設入所者の削減数 (①×④)	⑤ 4人
	令和5年度末の施設入所者数 (①－⑤)	⑥ 214人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【基本的な考え方】

国の基本指針	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要がある。
本市の方針	自立支援協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を活用して、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

◆ 第5期計画の実績

項 目	目 標	実 績
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	協議会の設置	設置

◆ 第6期計画の目標

項 目	目 標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年3回以上

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（鹿屋市重点課題）

【基本的な考え方】

国の基本指針	令和5年度末に地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とする。
本市の方針	地域生活支援拠点等は、基幹相談支援センターが中心となり、肝属地区2市4町（圏域）での面的整備を進めています。拠点に必要な機能のうち、体験の機会や場、専門的人材の確保・養成の整備が遅れていることから、地域の社会資源などを十分に活用し、引き続き面的整備に取り組んでいきます。また自立支援協議会において定期的にその整備の状況について検証していきます。

◆ 第5期計画の実績

項 目	目 標	実 績
地域生活支援拠点等の整備	面的な体制の整備	整備済

◆ 第6期計画の目標

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の整備	面的な体制の整備
地域生活支援拠点等の整備状況について検証を行う協議の開催	年1回以上

4 福祉施設から一般就労への移行等

【基本的な考え方】

<p>国の基本指針</p>	<p>A 令和5年度中に福祉施設から就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数を令和元年度移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p> <p>B 就労移行支援事業から一般就労への移行者数を令和元年度の移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。</p> <p>C 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数を令和元年度の移行実績の概ね1.26倍以上を目指すこととする。</p> <p>D 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数を令和元年度の移行実績の概ね1.23倍以上を目指すこととする。</p> <p>E 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援を利用することを基本とする。</p> <p>F 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>A 令和5年度中に福祉施設から就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和元年度の実績の1.27倍以上とすることを目指します。</p> <p>B 就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和元年度実績の1.30倍以上とすることを目指します。</p> <p>C 就労継続支援A型事業を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和元年度実績の1.26倍以上とすることを目指します。</p> <p>D 就労継続支援B型事業を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和元年度実績の1.23倍以上とすることを目指します。</p> <p>E 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。</p> <p>F 就労定着支援事業を提供する事業所においては、就労定着率、8割以上を目指します。</p> <p>上記の目標を達成するために、地域の企業や公共職業安定所、障害者就労・生活支援センターなどの関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援に取り組みます。また、就職後の安定就労を図るために、就労定着支援に係る情報提供を行うなど、市内における就労支援体制の確立に努めていきます。</p>

◆ 第5期計画の実績

項 目		目 標	実 績
平成28年度の福祉施設からの一般就労移行者数 ……0人		①	
目標値	令和2年度中の福祉施設からの一般就労移行者数増加率	②	皆増
	令和2年度中の福祉施設からの一般就労移行者数	③	1人
平成28年度末の就労移行支援利用者数 ……19人		④	—
目標値	令和2年度末の就労移行支援利用者の増加率	⑤	20%
	令和2年度末の就労移行支援利用者の増加数 (④×⑤)	⑥	4人
	令和2年度末の就労移行支援利用者数 (④+⑥)	⑦	23人
令和2年度末の就労移行支援事業所数 (見込) ……2事業所		⑧	2事業所
目標値	令和2年度末の就労移行率30%以上の就労移行支援事業所数	⑨	1事業所
	令和2年度末の就労移行率30%以上の就労移行支援事業所の全事業所に対する割合	⑩	50%
目標値	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	平成30年度末	80%
		平成31年度末	80%
		令和2年度末	80%

※ ③・⑥・⑦・⑨は、令和2年11月末時点の見込みです。

◆ 第6期計画の目標

項 目		目 標
令和元年度の福祉施設からの一般就労移行者数 ……18人		①
目標値A	令和5年度中の福祉施設からの一般就労移行者数増加率	②
	令和5年度中の福祉施設からの一般就労移行者数 (①×②)	③
令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 ……7人		④
目標値B	令和5年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数増加率	⑤
	令和5年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 (④×⑤)	⑥
令和元年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数 ……4人		⑦
目標値C	令和5年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数増加率	⑧
	令和5年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数 (⑦×⑧)	⑨
令和元年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数 ……7人		⑩
目標値D	令和5年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数増加率	⑪
	令和5年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数 (⑩×⑪)	⑫
目標値E	一般就労移行者の就労定着支援事業利用率	⑬
	令和5年度末の就労定着支援事業利用者数 (③×⑬)	⑭
令和5年度末の就労定着支援事業所数 (見込) ……2事業所		⑮
目標値F	就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	⑯

5 障害児支援の提供体制の整備等（鹿屋市重点課題）

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【基本的な考え方】

国の基本指針	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 また、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
本市の方針	これまでの実績及び実情を踏まえて、目標値を設定します。 本市に所在する児童発達支援センターは社会福祉法人によって設置・運営されていることから、地域支援機能の更なる充実について運営法人に働きかけていきます。

◆ 第5期計画の実績

項 目	目 標	実 績
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
保育所等訪問支援事業所の確保	7か所	3か所

◆ 第6期計画の目標

項 目	目 標
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援事業所の確保	3か所

(2) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【基本的な考え方】

国の基本指針	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
本市の方針	これまでの実績及び実情を踏まえて、目標値を設定します。 本市に所在する対象事業所は法人によって設置・運営されていることから、引き続きの設置・運営について、当該運営法人に働きかけていきます。

◆ 第5期計画の実績

項 目		目 標	実 績
重症心身障害児を 対象とする	児童発達支援事業所	2か所	2か所
	放課後等デイサービス事業所	2か所	2か所

◆ 第6期計画の目標

項 目		目 標
重症心身障害児を 対象とする	児童発達支援事業所	2か所
	放課後等デイサービス事業所	2か所

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【基本的な考え方】

国の基本指針	令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
本市の方針	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野（保健、医療、障害福祉、保育、教育など）の支援を調整するコーディネーターを基幹相談支援センターに配置し、包括的な支援の提供につなげていきます。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を活用し、地域における課題の整理や地域資源の開発などを行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

◆ 第5期計画の実績

項 目	目 標	実 績
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	協議会の設置	設置

◆ 第6期計画の目標

項 目	目 標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の開催回数	年2回以上
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1人

項 目	目 標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者数	1人	1人	1人

6 相談支援体制の充実・強化等（新規）（鹿屋市重点課題）

【基本的な考え方】

国の基本指針	令和5年度末までに、各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
本市の方針	今後も引き続き、基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援及び特定相談支援事業所に対する指導・助言などを実施していきます。

◆ 第6期計画の目標

項 目	目 標
障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施
相談支援業務やサービス等利用計画について検討や検証を行う協議の開催	年8回以上
地域の相談機関との連携強化のために行う会議等の開催	年6回以上
地域の相談支援事業者に対する支援・助言等の件数	年500件以上

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

【基本的な考え方】

国の基本指針	令和5年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
本市の方針	障害福祉サービスの多様化、サービス提供事業所の増加に伴い、より一層サービスの利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められていることから、相談支援従事者研修などの各種研修への市職員の参加、鹿児島県国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーとなった内容の分析などを行い、サービスの質の向上を図っていきます。

◆ 第6期計画の目標

項 目	目 標
市町村職員に対して都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加人数	10人
障害者自立支援審査支払等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	年1回

第3章 障害福祉サービス等の見込量

第2章で設定した目標値を達成できるように、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の実績並びに本市の実情を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの見込量及び見込量の確保のための方策を設定します。

1 訪問系サービス

【事業内容】

サービス名	内 容
居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	居宅において、介護（入浴、排せつ、食事等）や家事（調理、洗濯、掃除等）など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を要する人に、自宅において、介護（入浴、排せつ、食事等）や家事（調理、洗濯、掃除等）など、生活全般にわたる援助や、外出時の移動中の介護を行います。
同 行 援 護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動中の介護などを行います。
行 動 援 護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに生じる危険を回避するために必要な援助や、外出時の移動中の介護などを行います。
重度障害者 等包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護の必要性が非常に高いと認められる人に、複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

◆ 第5期計画

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	147人	3,004時間	153人	3,076時間	159人
居 宅 介 護	実績	115人	2,565時間	110人	2,470時間	111人	2,500時間
	計画	1人	260時間	2人	520時間	3人	780時間
重度訪問介護	実績	2人	126時間	4人	400時間	6人	801時間
	計画	7人	48時間	8人	53時間	9人	58時間
同 行 援 護	実績	10人	101時間	13人	172時間	15人	205時間
	計画	9人	101時間	18人	202時間	27人	303時間
行 動 援 護	実績	7人	61時間	7人	57時間	7人	57時間
	計画	0人	0人日	0人	0人日	1人	27人日
重度障害者 等包括支援	実績	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日

「人日」＝「延べ利用日数」（利用者数×一人当たりの平均利用日数）

◆ 第6期計画

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
居宅介護	計画	112人	2,530時間	113人	2,560時間	114人	2,591時間
重度訪問介護	計画	8人	1,491時間	10人	1,930時間	12人	3,262時間
同行援護	計画	18人	244時間	21人	290時間	25人	345時間
行動援護	計画	7人	57時間	11人	86時間	17人	129時間
重度障害者等包括支援	計画	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間

【見込量の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

- 地域移行の推進により、訪問系サービスの利用需要の増加が見込まれるため、当該サービスに関する情報提供に努めるとともに、必要に応じたサービスを柔軟に利用できるようサービス供給の促進に努めます。
- 介護職員に対する講座・講習などの受講を勧め、障害特性を理解した従事者の確保・養成に努め、サービスの充実を図ります。

2 日中活動系サービス(介護給付)

【事業内容】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間に、施設で入浴、排せつ、食事等の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供など、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
療養介護	医療の必要な人で、常に介護が必要な人に、主として昼間に、病院で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気などの場合に、短期間の入所による入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

◆ 第5期計画

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
生活介護	計画	347人	6,387人日	355人	6,566人日	363人	6,750人日
	実績	323人	6,310人日	326人	6,362人日	337人	6,572人日
療養介護	計画	23人		23人		23人	
	実績	25人		26人		26人	
短期入所 （福祉型）	計画	46人	290人日	50人	302人日	54人	312人日
	実績	39人	265人日	41人	245人日	43人	258人日
短期入所 （医療型）	計画	1人	14人日	1人	20人日	1人	29人日
	実績	2人	10人日	1人	4人日	1人	4人日

「人日」：「延べ利用日数」（利用者数×一人当たりの平均利用日数）

◆ 第6期計画

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
生活介護	計画	348人	6,789人日	360人	7,013人日	372人	7,244人日
療養介護	計画	26人		26人		26人	
短期入所 （福祉型）	計画	45人	271人日	47人	285人日	49人	300人日
短期入所 （医療型）	計画	1人	4人日	2人	6人日	3人	9人日

「人日」：「延べ利用日数」（利用者数×一人当たりの平均利用日数）

【見込量の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

- 利用者の状態や希望に応じて適切なサービスを選択することができるよう、提供体制と見込量の確保に努めます。
- 障害者の日常生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持について、特定相談支援事業者やサービス提供事業者と連携を図ります。

3 日中活動系サービス(訓練等給付)

【事業内容】

サービス名	内 容
自立訓練 (機能訓練)	施設や事業所などにおいて、理学療法、作業療法などのリハビリテーション、生活に関する相談支援などを行います。
自立訓練 (生活訓練)	施設や事業所などにおいて、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談支援などを行います。
就労移行支援	就労を希望し、一般就労が見込まれる人に対して、生産活動・職場体験などの活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談支援などを行います。
就労継続支援A型	一般就労が困難な人に対して、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。雇用契約の締結を基本とするA型と、締結しないB型があります。
就労継続支援B型	
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う生活面の課題が生じている人に対して、課題を把握するとともに、企業や関係機関等への連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

◆ 第5期計画

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
自立訓練 (機能訓練)	計画	1人	23人日	1人	23人日	1人	23人日
	実績	1人	1人日	1人	8人日	1人	12人日
自立訓練 (生活訓練)	計画	8人	184人日	8人	194人日	8人	204人日
	実績	5人	73人日	4人	57人日	10人	226人日
就労移行支援	計画	21人	338人日	21人	334人日	21人	332人日
	実績	20人	321人日	19人	352人日	20人	375人日
就労継続支援 A型	計画	89人	1,731人日	93人	1,845人日	98人	1,967人日
	実績	71人	1,405人日	58人	1,144人日	58人	1,160人日
就労継続支援 B型	計画	383人	6,841人日	394人	6,957人日	406人	7,075人日
	実績	407人	7,455人日	443人	8,152人日	480人	8,641人日
就労定着支援	計画	6人	12人日	7人	14人日	8人	16人日
	実績	1人	1人日	3人	3人日	7人	7人日

「人日」：「延べ利用日数」（利用者数×一人当たりの平均利用日数）

◆ 第6期計画

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
自立訓練 (機能訓練)	計画	2人	46人日	2人	46人日	2人	46人日
自立訓練 (生活訓練)	計画	15人	345人日	15人	345人日	15人	345人日
就労移行支援	計画	20人	383人日	20人	391人日	20人	399人日
就労継続支援 A型	計画	65人	1,300人日	72人	1,440人日	79人	1,580人日
就労継続支援 B型	計画	520人	9,159人日	564人	9,709人日	611人	10,292人日
就労定着支援	計画	11人	11人日	14人	14人日	17人	17人日

「人日」：「延べ利用日数」(利用者数×一人当たりの平均利用日数)

【見込量の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量、福祉施設利用者の一般就労への移行者数、新たに就労移行支援を利用する見込数、地域の雇用情勢などを勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

- 就労移行支援終了後に一般企業などで働くことができるよう、地域の企業や公共職業安定所、障害者就労・生活支援センターなどの関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援に取り組みます。また、就職後の安定就労を図るために、就労定着支援に係る情報提供を行うなど、市内における就労支援体制の確立に努めます。
- 就労継続支援については、事業所の振興や工賃の増額を図るため、「鹿屋市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、本市の物品や役務等の受注拡大に努めていきます。

4 居住系サービス

【事業内容】

サービス名	内 容
施設入所支援	施設に入所する人に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、主として夜間に、相談のほか、個々のニーズに応じて入浴、排せつ、食事等の介護など、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した人などに対して、定期的又は必要時に居宅を訪問し、状況把握や相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

◆ 第5期計画

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	計画	218人	216人	214人
	実績	223人	221人	215人
共同生活援助 (グループホーム)	計画	148人	169人	193人
	実績	135人	141人	152人
自立生活援助	計画	6人	7人	8人
	実績	0人	0人	0人

◆ 第6期計画

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	計画	215人	215人	214人
共同生活援助 (グループホーム)	計画	163人	175人	188人
自立生活援助	計画	0人	0人	0人

【見込量の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数、施設入所者等の地域生活への移行者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

- 施設入所支援については、関係機関と連携し、施設別の待機者状況を把握することなどにより、適切なサービス供給ができる体制の確保に努めます。
- 自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域移行者に対応するため、共同生活援助について、サービス事業者の事業展開に参考となる情報提供などを積極的に行い、事業者参入の促進に努めます。

5 相談支援

【事業内容】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスなどを申請した障害のある人について、サービス等利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。
地域相談支援 （地域移行支援）	施設入所者や精神科病院に入院している人など、地域での生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保などの地域移行のための活動に関する相談支援、外出の同行、障害福祉サービスの体験利用支援など必要な支援を行います。
地域相談支援 （地域定着支援）	居宅において単身等で生活する障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談、緊急訪問など必要な支援を行います。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

◆ 第5期計画

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
計画相談支援	計画	189人	190人	191人	
	実績	200人	214人	246人	
地域相談支援	地域移行支援	計画	10人	12人	12人
		実績	0人	1人	0人
	地域定着支援	計画	4人	20人	22人
		実績	2人	2人	1人

◆ 第6期計画

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画	264人	293人	325人
地域相談支援	地域移行支援	計画	2人	2人
	地域定着支援	計画	2人	3人

【見込量の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

- 自立支援協議会、基幹相談支援センターと連携しながら、サービス事業者に対して事業展開に参考となる情報提供などを行い、特定相談支援事業者の確保に努めます。
- 自立支援協議会や相談支援部会での事例検討や研修等を通じて、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、基幹相談支援センターと連携しながら相談支援体制の充実を図ります。

- 地域移行支援については、退所、退院が可能な障害のある人に対して、ピアサポーターを活用し、地域移行へ向けた意欲の喚起及び医療機関等への制度の周知を図ります。
- 地域定着支援については、地域生活への移行後、障害のある人及び家族への個別支援や地域で孤立しないための居場所づくりなどに取り組んでいけるよう、体制の確保に努めます。

6 障害児通所支援等

【事業内容】

サービス名	内 容
児童発達支援	就学していない障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害（肢体不自由）のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に、授業の終了後又は夏休みなどの休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にあり、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や小学校などを訪問し、障害のある児童について、集団生活への適応のための専門的な支援など、必要な支援を行います。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

◆ 第5期計画

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		児童発達支援	計画	274人	2,231人日	348人	3,168人日
	実績	249人	1,468人日	260人	1,459人日	271人	1,523人日
医療型児童発達支援	計画	0人	0人日	0人	0人日	5人	115人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
放課後等デイサービス	計画	401人	4,441人日	468人	5,911人日	546人	7,868人日
	実績	282人	3,862人日	328人	4,613人日	381人	5,466人日
居宅訪問型児童発達支援	計画	11人	22人日	12人	24人日	13人	26人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	2人	16人日
保育所等訪問支援	計画	38人	76人日	54人	108人日	77人	154人日
	実績	31人	33人日	19人	19人日	19人	19人日

「人日」：「延べ利用日数」（利用者数×一人当たりの平均利用日数）

◆ 第6期計画

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
児童発達支援	計画	283人	1,590人日	296人	1,660人日	309人	1,733人日
医療型児童発達支援	計画	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
放課後等デイサービス	計画	443人	6,478人日	515人	7,676人日	598人	9,096人日
居宅訪問型児童発達支援	計画	2人	16人日	2人	16人日	2人	16人日
保育所等訪問支援	計画	20人	20人日	21人	21人日	22人	22人日

「人日」：「延べ利用日数」（利用者数×一人当たりの平均利用日数）

【見込量の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

- 早期の療育が必要な児童が、適切な時期に必要な支援を受けることができるよう、乳幼児健診、巡回支援専門員整備事業（市地域生活支援事業）、障害児等療育支援事業（県地域生活支援事業）などと連携し、対象者の状況を把握するとともに、保護者や保育所などへの制度の周知を図ります。
- 保護者の経済的負担を抑制し、障害児通所支援の適切な利用を促進するために、障害児通所支援に係る利用者負担額の全額を市が負担します。

7 障害児相談支援等

【事業内容】

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援を申請した児童について、障害児支援利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、障害児支援利用計画の作成、障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	計画	170人	207人	252人
	実績	140人	146人	153人

◆ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	計画	160人	167人	175人

【見込量の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

- 自立支援協議会、基幹相談支援センターと連携しながら、サービス事業者に対して事業展開に参考となる情報提供などを行い、障害児相談支援事業者の確保に努めます。
- 自立支援協議会や相談支援部会での事例検討や研修などを通じて、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、基幹相談支援センターと連携しながら相談支援体制の充実を図ります。
- 県実施の医療的ケア児等コーディネーター養成研修について、障害児相談支援事業所に周知し、研修を修了した相談支援専門員などの配置を促進します。

第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

国は障害者総合支援法において、地域の特性や利用者の状態に応じて、自治体の判断で柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本市でも、この地域生活支援事業として、各種の事業を実施します。

1 地域生活支援事業(必須事業)

(1) 理解促進・啓発事業

障害や障害のある人などに対する理解を深めるため、広報・啓発活動を実施します。

【事業実施の見込み(年間)】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進・啓発事業	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

◆ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進・啓発事業	計画	実施	実施	実施

【事業実施に関する考え方】

障害者週間について市の広報誌やホームページに掲載し周知・広報を行うほか、見た目には障害があることが分かりにくい内部障害、発達障害、高次脳機能障害及び難病などについての理解促進に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族などの団体が行う障害のある人の社会復帰に関する活動など、地域における自発的な取組を支援します。

【事業実施の見込み(年間)】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

◆ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	計画	実施	実施	実施

【事業実施に関する考え方】

障害のある人への社会的理解の啓発及び社会復帰を図るため、家族会などが実施する交流会、研修、講座及びボランティア活動などの事業に対して助成します。

(3) 相談支援事業

【事業内容】

サービス名	内 容
障害者相談支援事業	<p>障害のある人やその介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整など、権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>また、相談支援を実施するに当たり、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などを推進します。</p>
基幹相談支援センター	<p>基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、相談などの業務を総合的にを行います。</p>
基幹相談支援センター機能強化事業	<p>相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士など）を基幹相談支援センターに配置します。</p> <p>また、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。</p>
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	<p>賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主への相談・助言を通じて地域生活を支援します。</p>

【事業実施の見込み（年間）】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
基幹相談支援センター	実績	設置	設置	設置
障害者相談支援事業				
福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）	計画	1,187人	1,223人	1,260人
	実績	1,083人	1,004人	1,530人
社会生活力を高めるための支援	計画	1,318人	1,568人	1,865人
	実績	1,388人	1,234人	2,114人
権利の擁護のために必要な援助	計画	50人	55人	60人
	実績	80人	37人	78人
基幹相談支援センター等機能強化事業				
専門的職員の配置	計画	7人	7人	7人
	実績	7人	5人	6人
相談支援体制の強化及び地域移行・地域定着促進の取組	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	計画	15人	15人	15人
	実績	2人	5人	4人

◆ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	計画	設置	設置	設置
障害者相談支援事業				
福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）	計画	1,530人	1,530人	1,530人
		2,115人	2,115人	2,115人
		80人	80人	80人
基幹相談支援センター等機能強化事業				
専門的職員の配置	計画	6人	6人	6人
相談支援体制の強化及び地域移行・地域定着促進の取組	計画	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	計画	5人	5人	5人

【見込量の考え方】

これまでの実施状況や相談実績などを勘案し、見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

当該事業を委託している事業所が、地域の包括的な相談支援を担えるよう、連携を図るとともに、今後増加が見込まれる発達障害に関する相談にも対応できるよう、体制を整備します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

身寄りがいないなどの理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障害や精神障害のある人を対象に、本市が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。

【事業実施の見込み（年間）】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
申立人数	計画	5人	5人	5人
	実績	1人	1人	1人
報酬助成人数	計画	—	—	—
	実績	2人	4人	5人

◆ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
申立人数	計画	5人	5人	5人
報酬助成人数	計画	6人	7人	8人

【見込量の考え方】

これまでの利用実績や障害のある人のニーズを踏まえて、見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

関係機関などと連携して取り組みを進めるとともに、パンフレット配布などにより、制度周知と利用促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【事業実施の見込み（年間）】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

◆ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画	実施	実施	実施

【事業実施に関する考え方】

関係機関と連携して取り組みを進めるとともに、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の促進に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【事業実施の見込み（年間）】

◆ 第5期計画

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣	計画	70人	70人	70人
		実績	50人	68人	20人
	要約筆記者派遣	計画	20人	20人	20人
		実績	13人	15人	16人
	手話通訳者等設置	計画	1人	1人	1人
		実績	1人	1人	1人

◆ 第6期計画

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣	計画	70人	70人	70人
	要約筆記者派遣	計画	20人	20人	20人
	手話通訳者等設置	計画	1人	1人	1人

【見込量の考え方】

これまでの利用実績や障害のある人のニーズを踏まえて、派遣回数を見込みます。

【見込量確保のための方策】

- 手話通訳者などを必要とする人の利便性を図るため、県内全域への派遣を行うほか、他県での広域的な派遣を行えるよう取り組みます。
- 意思疎通支援を担う人材の育成についても取り組みを進めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障のある人などに対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。

【事業実施の見込み（年間）】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練用支援用具	計画	14件	15件	16件
	実績	4件	1件	8件
自立生活支援用具	計画	15件	16件	17件
	実績	7件	14件	24件
在宅療養等支援用具	計画	22件	24件	26件
	実績	16件	7件	29件
情報・意思疎通支援用具	計画	16件	17件	18件
	実績	25件	18件	22件
排泄管理支援用具	計画	2,958件	3,328件	3,698件
	実績	2,277件	2,346件	2,525件
居宅生活動作補助用具	計画	5件	5件	5件
	実績	0件	0件	4件
合 計	計画	3,030件	3,405件	3,780件
	実績	2,329件	2,386件	2,612件

◆ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練用支援用具	計画	8件	9件	10件
自立生活支援用具	計画	24件	25件	26件
在宅療養等支援用具	計画	34件	35件	36件
情報・意思疎通支援用具	計画	22件	23件	24件
排泄管理支援用具	計画	2,525件	2,777件	3,054件
居宅生活動作補助用具	計画	4件	5件	5件
合 計	計画	2,617件	2,874件	3,155件

【見込量の考え方】

これまでの給付状況や障害のある人などのニーズを踏まえ、各用具の給付件数を見込みます。

【見込量確保のための方策】

日常生活用具に関する製品情報の収集に努めます。また、必要に応じて品目の見直しを検討します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための各種講座を実施します。※ 講座は入門課程と基礎課程を隔年ごとに開催します。

【事業実施の見込み（年間）】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成研修事業 (講座開催回数)	計画	90回	90回	90回
	実績	45回	45回	30回

◆ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業修了者数	計画	10人	10人	10人

【見込量の考え方】

これまでの実施状況や修了者の実績を踏まえ、各講座の修了者数を見込みます。

【見込量確保のための方策】

市の広報誌やホームページで講習会の周知に努めます。また、より効果的な養成が行えるよう、関係団体と連携を図りながら事業を実施します。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行い、地域における自立した生活や余暇活動などの社会参加の促進を図ります。

また、医療的ケア児の外出時における移動中の介護が課題となっていることから、本事業を含め、新たな支援制度の設計に向けて取り組んでいきます。

【事業実施の見込み（年間）】

◆ 第5期計画

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	計画	実人数	22人	25人	28人
		延利用時間	2,200時間	2,420時間	2,662時間
	実績	実人数	40人	31人	22人
		延利用時間	1,950時間	2,393時間	1,591時間

◆ 第6期計画

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	計画	実人数	32人	33人	34人
		延利用時間	2,198時間	2,418時間	2,638時間

【見込量の考え方】

地域における社会資源の状況と、これまでの利用実績などを勘案し、見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

- 障害のある人の社会参加や余暇活動を促進させるため事業の周知に努めます。
- サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図れるよう働きかけていきます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行います。

【Ⅰ型】精神保健福祉士などの専門職員を配置し、医療及び福祉などの関係機関との連携強化のための調整、社会適応訓練などを実施します。

【Ⅱ型】就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。

【Ⅲ型】就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練などのサービスを実施します。

【事業実施の見込み（年間）】

◆ 第5期計画

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
Ⅰ型	計画	実人数	2人	2人	2人
		延利用日数	24日	24日	24日
	実績	実人数	1人	2人	2人
		延利用日数	50日	94日	112日
Ⅱ型	計画	実人数	9人	9人	9人
		延利用日数	1,728日	1,836日	1,944日
	実績	実人数	10人	10人	10人
		延利用日数	1,541日	1,406日	539日
Ⅲ型	計画	実人数	10人	10人	10人
		延利用日数	1,428日	1,596日	1,764日
	実績	実人数	7人	7人	0人
		延利用日数	885日	909日	0日

◆ 第6期計画

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⅰ型	計画	実人数	3人	3人	3人
		延利用日数	180日	180日	180日
		実施個所数	3か所	3か所	3か所

【見込量の考え方】

鹿屋市内のⅡ型事業所、Ⅲ型事業所が閉鎖となったことから、第6期計画においては、Ⅰ型についてのみ現利用者の利用実績などを勘案し、見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

障害のある人の自立、社会参加を図るため、事業を継続実施します。

2 地域生活支援事業(任意事業)

(1) 日常生活支援

ア 訪問入浴サービス事業

家族の介助だけでは入浴することができない重度の障害のある人に対して、移動入浴車を自宅へ派遣し、入浴サービスを提供します。

【事業実施の見込み(年間)】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	計画	10人	10人	10人
延利用回数		850回	850回	850回
利用者数	実績	9人	9人	10人
延利用回数		689回	711回	747回

◆ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画	10人	10人	10人
延利用回数		800回	800回	800回
事業所数		1か所	1か所	1か所

【見込量の考え方】

地域における社会資源の状況と、これまでの利用実績などを勘案し、見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

地域における重度の身体障害者の生活を支援するため、事業を継続実施します。

イ 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

【事業実施の見込み(年間)】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	計画	68人	88人	113人
延利用日数		4,254日	5,743日	7,753日
利用者数	実績	96人	100人	116人
延利用日数		5,674日	6,872日	8,453日

◆ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画	128人	141人	155人
延利用日数		10,321日	12,602日	15,387日
事業所数		26か所	27か所	28か所

【見込量の考え方】

地域における社会資源の状況、利用実績などを勘案し、見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

- 従来のサービス水準が低下しないよう利用者のニーズの把握に努めます。
- 医療的ケア児への支援などの実態を踏まえながら、必要に応じて事業内容の見直しを検討します。

ウ 地域移行のための安心生活支援

障害のある人が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援します。

【事業実施の見込み（年間）】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居室確保事業	計画	0室	1室	1室
	実績	0室	0室	0室
コーディネーター事業	計画	0人	7人	7人
	実績	0人	5人	5人
緊急時ステイ事業	計画	0人	3人	6人
	実績	0人	0人	0人
地域生活体験事業	計画	0人	6人	12人
	実績	0人	0人	0人

◆ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居室確保事業	計画	1室	1室	1室
コーディネーター事業	計画	6人	6人	6人

【見込量の考え方】

地域における社会資源の状況、利用実績などを勘案し、見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

- 基幹相談支援センターにおいて、緊急時受け入れのための居室を確保します。
- 基幹相談支援センターの相談員が、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの役割を担います。

エ 巡回支援専門員整備事業

保育所や幼稚園など子供やその親が集まる施設などを、言語聴覚士などの発達障害に関する知識を有する専門員が巡回し、職員や保護者に対して障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行います。

【事業実施の見込み（年間）】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
巡回等支援施設	計画	24か所	36か所	48か所
	実績	25か所	30か所	29か所

◆ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回等支援施設	計画	25か所	25か所	25か所

【見込量の考え方】

地域における社会資源の状況と、巡回実績などを勘案し、見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

早期の療育が必要な児童が、適切な時期に必要な支援を受けることができるよう、児童の状況を把握するとともに、乳幼児健診、障害児等療育支援事業（県地域生活支援事業）、就学前健診などと連携し、保護者などに対して助言・相談支援を行います。

オ 福祉機器リサイクル事業

不要となった福祉機器（介護用ベッド、車いすなど）を必要とする人に譲渡し、再利用することで資源の活用を図ります。

【事業実施の見込み（年間）】

◆ 第5期計画

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉機器リサイクル事業	計画	登録	10台	10台	10台
		利用	10台	10台	10台
	実績	登録	9台	8台	4台
		利用	6台	8台	4台

◆ 第6期計画

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉機器リサイクル事業	計画	登録	10台	10台	10台
		利用	10台	10台	10台

【見込量の考え方】

これまでの実績などを勘案し、見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

関係機関などと連携して取り組みを進めるとともに、パンフレット配布などにより、制度周知と利用促進に努めます。

(2) 社会参加支援(社会参加促進事業)

【事業内容】

サービス名	内 容
レクリエーション活動等支援	障害のある人の体力増強、交流、余暇などに資するためのレクリエーション活動等を行い、障害のある人の社会参加を促進します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳、音声訳などの方法により、地方公共団体などの広報、障害者関係事業の紹介、生活情報など地域生活をすすめる上で必要度の高い情報を定期的に提供します。
奉仕員養成研修事業	要約筆記、点訳又は朗読に必要な技術などを習得した要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。
自動車運転免許取得費助成事業	障害のある人が自動車運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。 【対象経費】 入校料、教材費、教習料、検定料など 【助成額】 助成対象経費の3分の2以内の額（上限額：10万円）
自動車改造費助成事業	身体障害手帳の交付を受けている人が所有する自動車をその運転に適応するように改造するために要した費用の一部を助成します。 【対象経費】 操向装置、駆動装置など 【助成額】 助成対象経費の10分の10以内の額（上限額：10万円）
その他社会参加促進事業	上記のほか、障害のある人の社会参加の促進に必要な事業を行います。

【事業実施の見込み（年間）】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	計画	1件	1件	1件
	実績	1件	1件	0件
点字・声の広報等発行事業	点訳	計画	5人	5人
		実績	4人	3人
	音訳	計画	20人	20人
		実績	36人	36人
奉仕員養成研修事業	要約筆記	計画	10人	15人
		実績	2人	0人
	点訳	計画	10人	10人
		実績	2人	3人
	朗読	計画	10人	15人
		実績	2人	2人
自動車運転免許取得助成事業	計画	5件	5件	
	実績	3件	5件	
自動車改造助成事業	計画	4件	4件	
	実績	3件	4件	
その他社会参加促進事業	計画	2件	2件	
	実績	2件	2件	

◆ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション活動等支援に関する取組	計画	実施	実施	実施
点字・声の広報等発行事業	点訳	計画	5人	5人
	音訳	計画	20人	20人
奉仕員養成研修事業	要約筆記	計画	20人	20人
	点訳	計画	10人	10人
	朗読	計画	10人	10人
自動車運転免許取得費助成事業	計画	7件	7件	
自動車改造費助成事業	計画	5件	5件	
その他社会参加促進事業	計画	1件	1件	

【見込量の考え方】

これまでの利用実績などを勘案し、見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

- 市の広報誌やホームページなどで事業の周知を図り、障害のある人の社会参加を促進します。
- 自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業については、障害のある人の自立を促進するため、関係機関と連携し取り組みを進めるとともに、市ホームページなどの活用により、利用促進に努めます。

(3) 就業・就労支援

ア 更生訓練費給付事業

一般就労への移行、社会復帰の促進を図るため、就労移行支援及び自立訓練を利用している人に更生訓練費を支給します。

【事業実施の見込み（年間）】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
更生訓練費給付事業	計画	12人	12人	12人
	実績	2人	3人	1人

◆ 第6期計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費給付事業	計画	2人	4人	6人

【見込量の考え方】

これまでの利用実績などを勘案し、見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

安定したサービスの提供体制を維持していくため、事業者と連携を図ります。

イ 知的障害者職親委託事業

知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者などの私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練などを行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高めます。

【事業実施の見込み（年間）】

◆ 第5期計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
知的障害者職親委託事業	計画	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人

◆ 第6期計画

過去5か年度以上実績がなく、障害福祉サービスでの支援が可能であるため事業を廃止し、計画から削除します。

第5章 サービスの円滑な実施の確保に必要な事項

1 障害のある人等に対する虐待の防止

肝属地区障がい者虐待防止センターを中心として、関係団体からなるネットワークの活用により、障害のある人に対する虐待の未然防止を図るとともに、虐待発生時における迅速かつ適切な対応及び再発の防止に取り組めます。

また、虐待を受けた障害のある人の保護及び自立支援を図るため、一時的な保護に必要な居室を確保します。

2 権利擁護の取組

成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。

3 障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別によって、障害のある人等が日常生活における制限を受けたり社会生活への参加を妨げられたりすることがないように、差別解消に向けた啓発活動等に取り組む、共生社会の実現を目指します。

4 サービス提供事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

事業所が地域に開かれた施設となるという方向性を堅持し、地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めるための支援を行います。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制整備【計画(Plan)】

障害のある人やその家族などに対する各種サービスの充実を目指し、鹿屋市役所内の保健・福祉・医療・教育・雇用・まちづくりなどの関係課の連絡調整や関係機関との連携をより一層強化するとともに、行政の枠にとらわれず関連する組織との連携を図り、計画の推進体制を整備します。

2 事業実施及び計画の進行管理【実行(Do)】

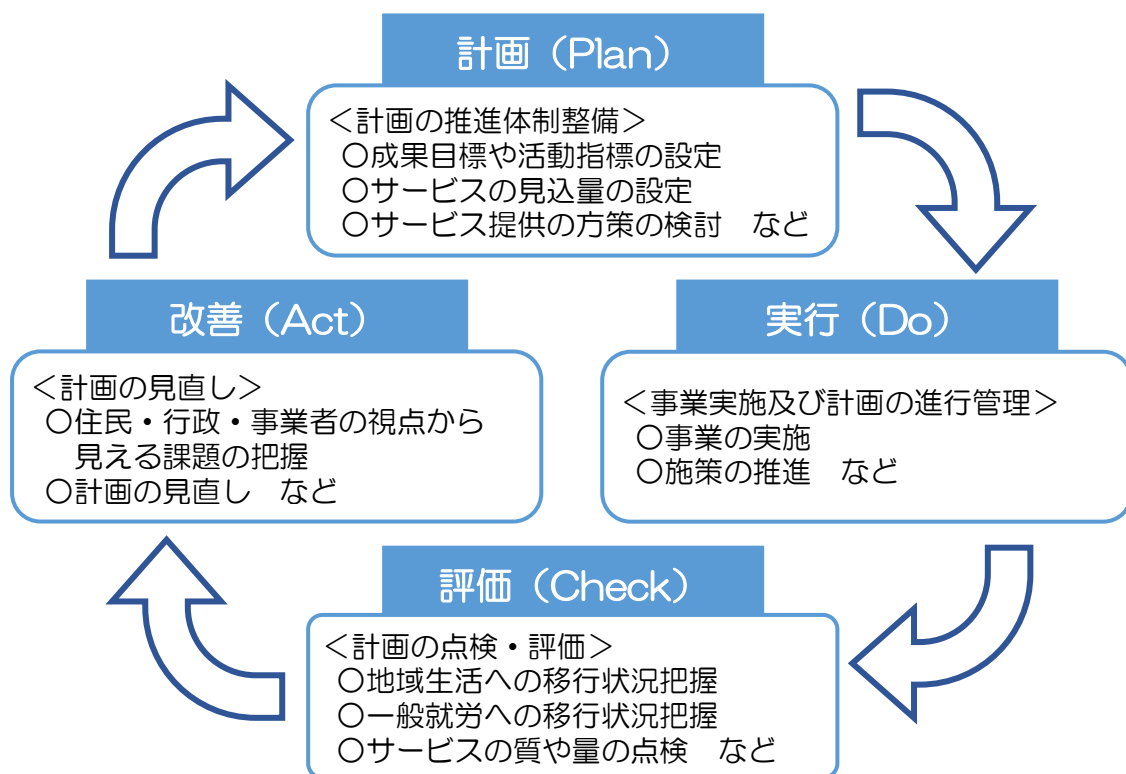
策定した計画の内容を踏まえて、目標達成に向けて施策を推進していきます。また、新しい計画の周知を図ることや、評価のために実績把握のための準備などを行います。

3 計画の点検・評価【評価(Check)】

本計画を着実に推進していくため、障害者基本計画策定委員会において施策の進捗状況を把握します。また、事務局となる福祉政策課が実施結果のとりまとめを行い、計画全体の進捗状況について把握していきます。

4 計画の見直し【改善(Act)】

計画期間中においても、障害がある人のニーズの多様化、社会経済状況の変化など本市や障害のある人を取り巻く状況の変化により、計画の見直しが必要とされるときは、国や県の動向を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行います。



【資料編】

1 策定委員会設置要綱

鹿屋市障害者基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく障害者の自立と社会参加の支援に関する障害者基本計画等の策定及び推進を図るため、鹿屋市障害者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害者基本計画の策定に関する事項
- (2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関する事項
- (3) その他前2号の計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者福祉団体の関係者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 福祉ボランティア
- (7) 市民公募による者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日告示第25号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月25日告示第256号）

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

2 鹿屋市障害者基本計画策定委員名簿

	委員区分	氏名	所属	備考
1	第1号委員 (障害者福祉団体の 関係者)	指宿 興一	社会福祉法人 愛光会	
2		平田 いつみ	障害者支援施設 陵北荘	
3		宮ヶ原 良雄	串良町身体障害者連絡協議会	
4		前田 昭一	鹿屋市手をつなぐ育成会	
5		小蓬原 昭雄	肝属地区精神障がい者福祉促進の会	
6		田平 榮	鹿屋市聴覚障害者協会	
7		柳井谷 昭平	NPO法人 愛あいネット	
8		小野 隆一	肝属地区障がい者基幹相談支援センター	
9		江之口 博行	おおすみ障害者就業・生活支援センター	
10		唐田 雄太郎	曾於地区障がい者基幹相談支援センター	
11	第2号委員 (保健・医療関係者)	楯林 義寛	鹿屋市医師会	
12		甲斐 澄子	鹿屋保健所	
13	第3号委員 (教育関係者)	榎本 博	鹿屋養護学校	
14		内野 匡章	鹿屋PTA連絡協議会	
15	第4号委員 (福祉関係者)	宮下 昭廣	鹿屋市社会福祉協議会	
16		渡邊 正人	鹿屋市民生委員児童委員協議会	
17	第5号委員 (学識経験者)	濱田 徹	弁護士法人おおすみ法律事務所	
18	第6号委員 (福祉ボランティア)	森元 順子	要約筆記サークル ひとしづく	
19	第7号委員 (市民公募)	鮫島 友和	市民委員	
20		久保 麻美	市民委員	
21		富士見 由恵	市民委員	
22		奥山 秀敏	市民委員	
23	第8号委員 (その他市長が必要 と認める者)	上籠 司	鹿屋市町内会連絡協議会	
24		郷原 和徳	鹿屋商工会議所	
25		加藤 義人	ハローワーク (鹿屋公共職業安定所)	

第6期鹿屋市障害福祉計画 第2期鹿屋市障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

作成 令和3年3月

発行 **鹿児島県 鹿屋市**

保健福祉部 福祉政策課

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

T E L 0994-43-2111

F A X 0994-44-2494

ホームページ <http://www.city.kanoya.lg.jp>
